

排水設備技術基準

第1章 総則

1. 目的

この基準は、下水道法（昭和33年法律第79号）、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）、佐賀市下水道条例（平成17年佐賀市条例第192号）、及び佐賀市下水道条例施行規程（佐賀市上下水道事業管理規程第30号）に規定する排水設備の設置及び構造に係る技術上の基準の詳細を定め、佐賀市におけるこれら工事の設計審査及び完成検査の適正な施行を図ることを目的とする。

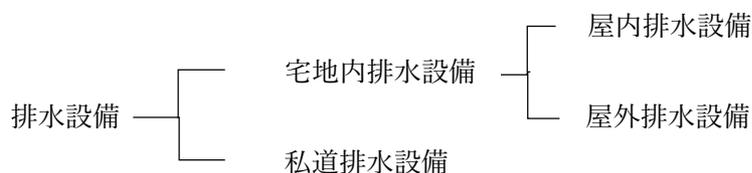
なお、この基準に定めのない事項については、「下水道排水設備指針と解説」（日本下水道協会2016年版）の基準に準ずる。

2. 排水設備の範囲

(1) 排水設備

排水設備とは、下水道法第10条第1項に規定する排水設備で、本市の管理する公共下水道に汚水を流入させるため、これに直結して設けた排水管・排水渠・その他の排水施設（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器等を含み、し尿浄化槽を除く。）及び雨水を流入させるために設けた施設をいう。

(2) 排水設備の種類



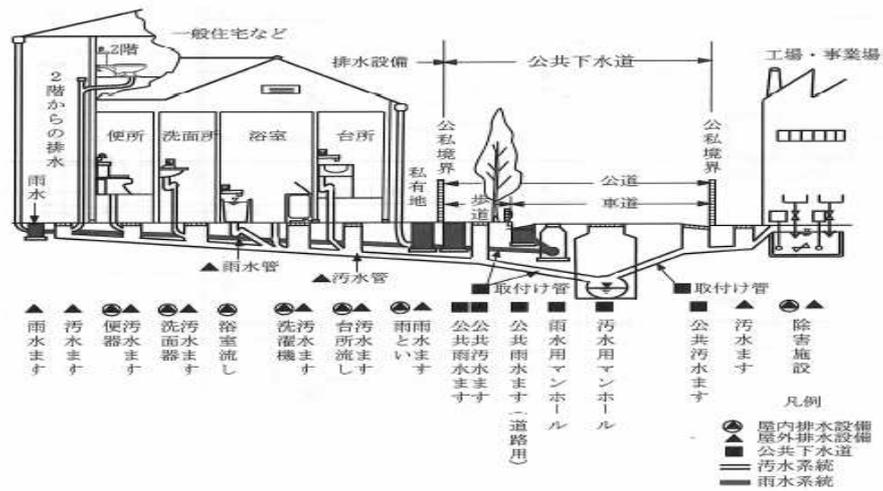
屋内排水設備とは、汚水については屋内に設けられる衛生器具等から汚水ます又は屋外の排水管に至るまでの排水設備をいい、雨水についてはルーフドレン・雨樋から雨水ます又は屋外の雨水管に至るまでの排水設備をいう。

屋外排水設備とは、汚水ます及び雨水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道（公共汚水ます、その他）に至るまでの排水設備をいう。

私道排水設備とは、屋外排水設備から公共下水道に至るまでの私道に設置義務者が共同して設ける排水設備をいう。

排水設備の例を図1-1に示す。

図1-1 排水設備の例（分流式）



3. 下水の排除方式

下水の排除方式には分流式と合流式があり、本市は分流式を採用している。

分流式は、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管渠へ、雨水は雨水管渠又は水路等の雨水排水施設へ排除する。したがって、分流式の汚水管渠や水処理施設は合流式の汚水管渠及び水処理施設と比べて規模が小さいため、排水設備の設計・施工にあたっては、汚水管渠及び汚水ますに雨水を流入させないように十分配慮しなければならない。

4. 下水の種類

下水の種類は、次のとおり分類することができる。

下水道法上の種類		発生形態による分類	下水の分類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑排水
			工場・事業場排水
	雨 水	自然現象に起因	湧水
降雨、雪解け水			

(1) 汚水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場などからの排水（周囲から雨水の混入が無いもの）
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ 地下構造物からの湧水
- ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧ ドレン排水
- ⑨ その他雨水以外の排水

上掲以外のうち、雨水と同等以上に清浄な次のものについては、公共下水道管理者との協議により雨水系統に接続することができるものとする。

- (ア) プール、池からのオーバーフロー排水
- (イ) 各種の貯水タンク・膨張タンクなどのオーバーフロー排水
高架水槽及び受水槽からのドレン排水及びオーバーフロー排水
- (ウ) 上水・給湯及び飲料用冷水ポンプの排水
- (エ) 排水口を有する露受け皿・水切りなどの排水
- (オ) 上水・給湯及び飲料用冷水系統の水抜き
- (カ) 消火栓・スプリンクラー系統などの水抜き
- (キ) 潜熱回収型給湯器からのドレン排水

※注意事項

1. ドレン排水については、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないこと。例えば、側溝や側溝柵に滞留する水に起因する害虫発生等のリスクなど。
2. 屋外洗場で雨水混入が無いものとは、具体的に、屋根若しくは下屋が雨水の浸入を確実に防ぐ場所で、かつ、両側に外壁があり側面からの雨水浸入も防止する場所にあるものをいう。

(2) 雨水

- ① 雨水
- ② 地下水（自然現象により地表に流れ出てくる湧水）
- ③ 雪解け水
- ④ その他の自然水